

一律
10万円

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内の飲食店に対して事業継続を支援するため、「野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う安心・安全店舗認証飲食店支援金」を給付します。

対象となる飲食店

【飲食店】

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けた者。

【小規模事業者（会社・個人事業主）】

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業企業者のうち、常時使用する従業員（アルバイト・パート等を含む）の数が5人以下の会社及び開業届を出して営む個人の事業者。なお、複数店舗を所有している場合は、1店舗毎の従業員数ではありません。

小規模事業者の業種・従業員数別範囲

業種	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く）	20人以下
②卸売業	5人以下
③サービス業	<u>5人以下</u>
④小売業	5人以下

※常時使用する従業員の数

期間を限定して雇用している従業員、会社役員、個人事業主自身は、数に含みません。

主な給付要件



次に示します(1)～(2)のいずれにも該当する方とします。

- (1) 野洲市内に飲食店舗を構えて営業されている小規模事業者であること。
- (2) 滋賀県が実施している「みんなでつくる滋賀県安心・安全店舗認証制度」に基づく認証を受けていること。

提出書類

- **安心・安全店舗認証飲食店支援金申請書兼請求書（様式第1号）**
- 添付書類
 - (1) **食品衛生法第55条第1項の営業許可書の写し**
 - (2) **業種及び従業員数が確認できる直近の決算書（個人の場合にあっては、確定申告書）の写し**
→ 法人事業概況説明書（個人の場合は、所得税青色申告決算書又は白色収支内訳書）
 - (3) **「みんなでつくる滋賀県安心・安全店舗認証制度」に基づく認証が確認できる資料**
→ 認証マーク掲示状況の店舗写真等

申請方法

郵送による申請、または市役所商工観光課窓口でも受付します。

※要件確認のため、不足する資料の提出を求める場合があります。予めご了承ください。

受付期間

令和3年10月1日（金）から令和3年12月17日（金）まで
（郵送の場合期間内必着でお願いします。）

注意事項！

- 申請は、1店舗につき、1回限りです。
- 偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けようとしたとき、又は受けたときは、給付金の給付決定を取り消され、返還するものとなります。

支援金の申請先・申請に関するお問い合わせ

申請先

〒520-2395

滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1
野洲市 環境経済部 商工観光課

電話：077-587-6008（直通）